

KITAHAMA⁺ Vol. 13

北浜法律事務所 リーガルマガジン

PLUS

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。



コーポレート・会社法/M&A
リスクマネジメント・コンプライアンス
情報・IT
谷明典 弁護士

情報・IT/国際関係法務
データプロテクション
(個人情報保護法、GDPR等)
中亮介 弁護士

コーポレート・会社法/M&A
情報・IT/争訟・紛争解決
八木貴大 弁護士

特集 刻々と変化するITビジネスに、法務が果たす役割とは？



法務 Troubleshooting
自社の事業にAI技術を活用したいと思ったら

パッケージソフト利用時は要注意
契約交渉時における注意点

ビジネスパーソンの休憩時間
エルゴノミクスキーボード



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

Webinar

わかりやすいと人気の北浜法律事務所ウェビナー。豊富な経験を積んだ弁護士が、有益な情報を語ります。簡単登録するだけで、どなたでもご視聴いただけます。

<https://www.kitahama.or.jp/archive-webinar/>



特集

刻々と変化するITビジネスに、 法務が果たす役割とは？

飛躍的に進化するIT分野。

ビジネスの形とともに法的リスクも日々変化し続けています。

北浜法律事務所ITPG (ITプラクティスグループ) では、
エンジニア経験やシステム開発案件経験を持つ弁護士らが
効果的・実践的なアドバイスを提供するため

多くの最新事例を共有し、IT分野への知見を深めています。

IT分野に精通した弁護士が考える法務の役割とは？

cyber security

artificial
intelligence

IT dispute
resolution

block chain / NFT

IT

弁護士

中亮介

情報・IT／国際関係法務
データプロテクション
(個人情報保護法、GDPR等)

弁護士

谷明典

コーポレート・会社法／M&A
リスクマネジメント・コンプライアンス
情報・IT

弁護士

八木貴大

コーポレート・会社法／M&A
情報・IT／争訟・紛争解決

谷明典 弁護士

金融機関での勤務経験を経て、2009年立命館大学大学院法務研究科修了。コーポレート・会社法を専門とし、M&Aや事業再生、リスク・マネジメントに関する業務を担当。金融全般に関する幅広い経験と深い知識を活かした、経営面に配慮した実践的なアドバイスを強みとしている。ファイナンス分野において拡大を続ける仮想通貨やブロックチェーン技術の活用など、金融と法律、両面の知識からリスクを未然に防ぐためのサポートに力を注いでいる。



Akinori Tani

Profile



中亮介 弁護士

2007年京都大学法科大学院修了。総合商社への出向等を通じてクロスボーダー取引の取組を数多く担当。米国及びドイツへの留学から帰国した後、ヨーロッパ・プラクティス・グループの一員として、インバウンド・アウトバウンド双方向の支援に注力。独禁法・競争法、データプロテクションの他、コーポレート業務一般、倒産法、紛争解決等の分野でも実践を積んでいる。書籍「バーチャルマネーの法務」の執筆にも関わるなど、仮想通貨やIT・システム開発に関わる案件でも経験を積む。



Ryosuke Naka

Profile



八木貴大 弁護士

2016年一橋大学法科大学院修了。M&A案件や、会社手続きに関するコーポレート分野の案件、契約書作成・レビュー等の業務を中心に担当。案件を成功に導くため、多様な手法の中から全体のスキーム設計を行い、法律面以外も総合的に考慮し、専門家の立場からきめ細やかなサポートを提供することを心がけている。IT分野の拡大を見据え、これまでの経験を活かしつつ、ITプラクティスグループの一員として精力的に活動している。



Takahiro Yagi

Profile



KITAHAMA⁺ PLUS

message

空清く、澄み渡る季節となりました。

今号の特集は「刻々と変化するITビジネスに、法務が果たす役割とは？」です。

北浜法律事務所では、ITプラクティスグループを立ち上げ、

IT分野における法務サービスの提供に力を入れてきました。

IT技術が高度化し、活用範囲が拡大する中、IT分野における法的リスクへの対応は、

多くの企業にとって今後より一層重要なものになるといえるでしょう。

当事務所には、IT分野に精通した弁護士が多数所属しており、

豊富な経験から、紛争を未然に防ぐアドバイスを提供しています。

どうぞ今号も最後までご覧ください。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏

ITビジネスを取り巻く環境の変化

八木 クラウドサービス、AI、ブロックチェーン、NFTなど日々発展する新技術を基礎とした新たなビジネス領域・モデルが登場するなど、ITビジネスを取り巻く環境は日々変化し続けています。法務実務でも、やや遅ればせながら法令の制定や改正、他にも様々な団体による調査レポートの公表やガイドラインの策定などが相次いでいます。北浜法律事務所では、こうした世の中の動きにキャッチアップし、サービス提供者（ベンダー）側・利用者（ユーザ）側のいずれの立場の依頼者に対しても効果的・実践的なアドバイスを提供すべく、ITプラクティスグループ（ITPG）を立ち上げています。

技術の進歩とともに法務も変わる。 ITと法律両面の知識で防げるリスク。

谷 ITPGには、金融機関や総合商社、ITベンダーでのシステム開発案件を含む職務の経験者や、IT企業への出向者など、様々なバックグラウンドを持つ弁護士が所属しています。また、比較的年次が若くIT分野に興味関心が高い弁護士が多数所属し活発に活動しています。

中 ご相談の多い「伝統的」なIT案件としては、システム開発紛争案件が挙げられます。他に、ソフトウェアのライセンス取引や、AI、電子契約、自動運転等の新技術にまつわる法的問題のご相談、不正アクセスを受けた場合等のサイバーセキュリティ対応、会社の風評被害・名誉棄損対応もあります。国内外の個人情報保護法制が絡む対応については、データプロテクションチームと協働する場合がありますね。

開発スタイルに即した契約の必要性

谷 システム開発に関する案件は「伝統的」とはいえ、オンプレミス環境から、SaaS・IaaSなどのクラウドフォームサービスを利用する環境へと時代と共に変化しています。また開発スタイルや行程も、従前のウォーターフォール型開発だけでなく、アジャイル型開発なども少しずつ浸透していますので、

法務に求められる知見も変化しています。

八木 契約書はベンダー側の提示案に基づいて締結される場合が圧倒的に多いと思います。ただ、既に多くのユーザも気付いています。契約書の文言と開発の実態が乖離しがちであることは、残念ながらIT業界の特徴の一つかと思っています。契約書の定めを実態に沿うようにするとともに、責任の範囲もそれに合わせて適切な内容としなければ、適切なリスク配分には繋がりません。

中 システム開発紛争では、そもそも契約の締結前に業務を開始し、開発が頓挫してしまつて紛争になる例や、契約書の内容が開発実態と乖離しているために開発が頓挫すると契約解釈を巡って紛争が激化してしまう例も見られます。ユーザ企業において、開発案件の契約書の所管がIT部門か法務部門かが不明確だったり、「法律や技術はよくわからないから、そっちの部門でやっておいで」とお見合い状態になり、結局ベンダーの言うがまま締結するという例も多いようです。我々は、少しでもIT部門と法務部門を橋渡しすること、両部門が協力して取り組めるようお手伝いしたいと思っています。**八木** ユーザ側からすれば、専門用語が分からないとか、意味を勘違いしていたことが後から判明した場面も多か

ろうと思います。そこで、ユーザ側からご相談を受ける場合には、専門用語をかみ砕いて説明し誤解を防止すること自体も我々の役割の一つだと思えます。我々自身も新しい用語や不明確な用語に直面した場合には、調べる労力を惜しんではいけないと思っています。

法的リスクを未然に防ぐには

中 システム開発紛争案件を多く取り扱うと、「こうしておけば紛争にならなかったかもしれない」と思うことは、ある程度類型化できます。紛争案件から我々が得た学びを、少しでも依頼者にご提供することで、開発成功率を上げられれば、ユーザ側はもちろん、ベンダー側もハッピーになれるので、我々はユーザ・ベンダー双方のお役に立てると思います。しかし残念ながら、紛争化して初めて我々の元に持ち込まれる場合が多いのが現実で、歯がゆい状況です。そこで、機会

がある毎に、システム開発案件の初期段階からご相談いただけるようお声がけして、開発成功のための秘訣や紛争予防の留意点を社内セミナーでお伝えしたり、契約書

チェックの段階で開発の実態との乖離がないかをチェックしたり留意点をお伝えしたりと、模索しています。これは、ユーザ側依頼者はもちろん、ベンダー側依頼者にもご提供できるサービスです。

八木 ITビジネスをめぐっては、競争法との関係も見逃せません。公正取引委員会は、ここ数年、デジタル・プラットフォームの取引実態についての調査を実施しており、2019年10月にはオンラインモール及びアプリストアに関して、2021年2月にはデジタル広告分野に関して、それぞれ競争法上の考え方を調査報告書として取りまとめています。また2022年には官公庁の情報システムの開発・保守運用を行うベンダーや、SaaS・IaaSなどのサービス提供の基礎をなすクラウドサービス事業者の取引実態についても、調査報告書を公表しています。特に大手といわれる会社ではなくても、ベンダー側としては、最近公正取引委員会がIT分野で活動を活性化させてい

ることを念頭に置き、自社が競争法違反で足をすくわれないよう注目する必要があると思います。

リスクの高まるサイバーセキュリティ対応

中 サイバーセキュリティ対応も関心が高まっていますね。この対応を怠ると、インシデント発生時に自社の業務が滞るだけでなく、取引先との取引関係の継続にも影響しかねませんし、株主からの責任追及のおそれもあります。インシデントの内容によっては、社内を調査し対外的に調査結果を公表する必要もあり、法務部門の役割も少なくありません。

谷 2022年6月に公表された政府のサイバーセキュリティ対策行動計画でも、サイバーセキュリティ体制の構築が不十分である、又は十分な体制となっていない状態を放置すれば、取締

役の任務懈怠に基づく損害賠償責任を問われ得ることは言及されており、無視できません。**中** 新技術や新領域にキャッチアップするのは大変ですが、むしろそれがこの分野の醍醐味ですね。

リスクを未然に防ぐには、契約の初期段階からご相談ください。

IT技術と法律の両面を高度に理解した弁護士が
担当させていただきます。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990

<https://www.kitahama.or.jp/>





私は弁護士になる前は、IT企業で技術職（SE・PM）をやっていました。やればやるほど増えていく仕様変更要求やバグを朝まで対応し、時に力技でサービスインまでこぎつけた日々は間違いな

く今の私の礎となっています。ITシステムにおけるパッケージソフトへの依存度は年々高くなっていますが、ユーザ・ベンダ間で交わされる契約書はほとんどのコード・資料を一から作成する前提の、昔ながらの契約書であることが多く、損害賠償条項や第三者の権利侵害があった場合の対応等の条項が不十分なものが散見されます。通常、パッケージソフトの利用規約はありとあらゆるリスクを排除する内容となっていますので、

ユーザ・ベンダ間の契約書とパッケージソフトの利用規約を突き合わせ、一つの条項を丁寧に見ていかなければ、ユーザ・ベンダ双方の法的リスクを正確に把握することはできません。これは時に気の遠くなるような作業となるのですが、金額が桁違いに大きくなり得るところでもありますので、安易に諦めるのは禁物です。案件によっては、リスクが顕在化する可能性が低いから、という考え方もあり得るかとは思いますが、少なくとも契約締結時における大きな交渉材料となることには間違いありません。多大なリスクを簡単に引き受けていませんか。ぜひ見直してみてください。

契約交渉時における 注意点



三浦 祥子 弁護士

Shoko Miura

Profile



2001年に慶應義塾大学環境情報学部卒業後、日本アイ・ビー・エム株式会社に6年間勤務。技術職（SE・PM）として、主にCRMアプリケーションの開発・保守・運用・デプロイ案件に携わる。Siebel Certified Consultant (R7)、IBM DB2 UDB Expert (v7)。2010年早稲田大学大学院法務研究科修了、東京弁護士会所属。IT・渉外を軸に、企業法務から一般民事まで幅広く担当。

Relay column

パッケージソフト利用時は要注意



法務 Troubleshooting

自社の事業にAI技術を活用したい と思ったら

File / 13

自動運転や医療における画像診断といったAI技術を活用したサービスは、広い分野で普

及しつつあります。いざ自社の事業においてAI技術を活用しようとする、AI技術の導入

に関し特別な法規制はあるのかという疑問に1度は直面するでしょう。

現状、日本では、AI技術を直接規制する法律はなく、各団体や政府がガイドライン等を公

表するのにとどまっている状況です。最近では、政府が公表した「人間中心のAI社会原則」

を受け、AI社会原則の実践を支援すべく、経済産業省が「AI原則実践のためのガバナ

ンス・ガイドラインVer1.1」(「ガバナンス・ガイドライン」)を取りまとめました。法的拘束力はあ

りませんが、ガバナンス・ガイドラインには、AI事業者が実施すべき行動目標を提示し、AI

の開発・運用等に関わる事業者の取引等で広く参照され、ステークホルダーによる共通認

識の形成を通じて、各社の自主的な取組みを後押しすることが期待されていますので、一

つの重要な指針になると思われます。

AI技術は今後も発展を続けるでしょうが、同時に未知の問題を孕んでおり、法律だけでな

く倫理的にも問題となり得ます。このガバナンス・ガイドラインでは、各行動目標の仮想的

な実践例が紹介されており、例えば、AI技術の正負のインパクトを知るためのインシデント

事例の確認、AI倫理に関するリテラシー向上のための外部教材等の活用法、インシデント

発生時の体制整備等、自社の事業にAI技術を活用する際の参考になるものと思います。

里 貴之 弁護士

Takayuki Sato



Profile



2016年京都大学法科大学院修了。主に紛争、知的財産権、M&A、倒産事件、コンプライアンス調査など、企業法務全般を幅広く経験。システム開発や特許権、意匠権など、ITビジネスにも関わりの深い分野での実績を積んでいる。依頼者に寄り添い、既存の枠に捉われずに最善の解決策を見出せることを強みとし、絶え間なく進化する技術を理解し、法律家としての知識や経験を活かしてサポートすることを信念としている。



Have a little break

ビジネスパーソンの休憩時間

エルゴノミクスキーボード

私は便利な電子機器類(いわゆる「ガジェット」)に目がなく、業務の効率化のために日々新しい製品をリサーチしています。私のおすすめガジェットは、エルゴノミクスキーボードという、特殊な形状をしたキーボードです。私の使用しているモデルは、キーが八の字に配置されていて、手首や肩への負担が軽減される設計になっています。このキーボードを使うと、心なしか筆が乗って良い文章が作成できる気がします。新しいガジェットを導入して業務を効率化しながら、クライアントの皆様を全力でサポートしていければと考えています。



川上 幸星 弁護士
Kosei Kawakami



Profile



川上 幸星弁護士の

オススメ
ガジェット